

様式第4号（第5条関係）

平成29年3月31日

古賀市議会議長

議員名 結城 弘明

平成28年度政務活動費収支報告について

古賀市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項に基づき、別紙のとおり政務活動費収支報告書を提出します。

- 1 平成28年度政務活動費収支報告書
- 2 添付書類
 - (1) 政務活動費収支報告書（別紙1）
 - (2) 政務活動費支出内訳書（別紙2）
 - (3) 領収書又はこれに準ずる書類

別紙1

平成28年度政務活動費収支報告書

議員名 結城 弘明

1 収入

政務活動費 120,000円

2 支出

項目	金額(円)	支出内訳書の番号
調査研究費		
研修費	104,700	1、2
広報費		
広聴費		
資料作成費		
資料購入費		
事務費		
支出合計	104,700	

3 残額 15,300円

別紙2

28年度政務活動費支出内訳書

番号	期 間	内 容	経費 (円)	備考
1	H28,10,11	教育行政基礎講座研修	39,900円	領収書 1 報告書添付
2	H28,10,19~20	全国市議会議長 界研究フォーラム	64,800円	領収書 2 報告書添付

※研修及び視察には報告書を添付のこと

支出内訳書の番号 1	
調査研究報告書	
1 名称	議員研修 「教育行政基礎講座」
2 目的	調査活動のため
3 実施時期	平成28年10月11日
4 実施場所	熊本市 ネストホテル熊本
5 参加者	結城弘明
6 その他	報告書別途添付

古賀市議会

(教育行政基礎講座) (政務活動)

報告者 結城弘明

日時 平成28年10月11日
場所 熊本県熊本市 ネストホテル熊本
参加者 結城弘明
内容(テーマ) 新たに始まった新教育委員会制度とは
講師 水野 達朗 代表理事

議員としておさえておきたい教育委員会の組織論

教育委員会制度の歴史

明治4年廃藩置県が行われそれを機会に教育行政の府として文部省が設置されここからが日本の近代教育のスタートがなされたのであります。戦後教育刷新委員会の提言に基づき制度の抜本改革がなされ昭和23年に教育委員会法が制定教育委員会制度が導入された。そして平成27年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の大改革が行われました。

教育委員会制度が変わる

新制度の4つのポイント

1, 新「教育長」

教育委員長と教育長を1本化した新「教育長」の設置

2, 教育委員会組織改革

教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

3, 総合教育会議

すべての地方自治体に「総合教育会議」を設置

4, 大綱

教育に関する「大綱」を首長が策定

そして、新「教育長」は教育委員長と教育長を一本化したのであります。教育長の任命権者は首長であるが新制度においても議会の同意が必要です。

新教育長の人気は首長の人気4年よりも1年短くなり、これは首長が任期中に、少なくとも1回任命できる様にした為。首長の権限が強化されると共に今後は議会のチェック体制が更に重要になったのであります。

平成28年度政務活動費領収書綴り

結城弘明

領収証

結城弘明様 28年10月11日

★ ¥15,000

但 10/11 10:00~「議員として押さえておきたい教育委員会の組織論」

研修会受講代として

上記正に領収いたしました

一般社団法人行政改革推進協会
〒103-0004
東京都中央区東日本橋2丁目
TEL 03 (6869) 1143

熊本市 1部

領収証

結城弘明様 28年10月11日

★ ¥15,000

但 10/11 14:00~「議員として押さえておきたい教育委員会の現業論」

研修会受講代として

上記正に領収いたしました

一般社団法人行政改革推進協会
〒103-0004
東京都中央区東日本橋2丁目
TEL 03 (6869) 1143

熊本市 2部

領収証

No 080133

結城弘明様

2016年9月16日

金額 ¥8920

但しJR券代として

上記の金額正に領収致しました

収入
印紙

釧路 ↔ 熊本

請求No.	21447-001
内 現金	✓
内 小切手	
振込	
相殺	



ジョイトラベル
〒811-3103 福岡県古賀市中央1丁目6番地
tel (092)943-1355
fax (092)943-1366

係印

合計39,900円

領 収 書

現金・チケット・クーポン・割引 No.0690

日付 2016年10月11日

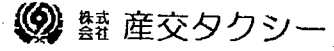
車番 000303 0000

基本運賃 ¥980円

合計 ¥980円

上記の様に領収致しました

毎度ご乗車ありがとうございます。
お忘れ物、お問い合わせは下記までご連絡下さい。



☎096-355-7111

熊本市中央区新町3丁目1番11号

またのご乗車、お待ちしております。

支出内訳書の番号 2

調査研究報告書

1 名称	議員研修 「全国市議会議長会研究フォーラム静岡」
2 目的	調査研究のため
3 実施時期	平成 28 年 10 月 19 日～20 日
4 実施場所	静岡県駿河区 グランシップ大ホール
5 参加者	結城弘明
6 その他	報告書別途添付

古賀市議会

全国市議会議長会研究フォーラム静岡（政務活動）

報告者 結城弘明

日時 平成28年10月19日～20日
場所 静岡県駿河区池田79-4 グランシップ大ホール
参加者 結城弘明
内容（テーマ） 第1日目「二代表制と議会の監視機能」
講 師 大森 弥東京大学名誉教授
第2日目「監視権の活用による議会改革」
パネリスト 齊藤 誠 東京大学教授

基調講演「二代表制と議会の監視機能」 大森 弥教授
住民を広く代表する地方議会は、地方自治の施策を策定また、決定する議事機関としての機能及び執行機関の監視機関としての有しているのはご承知の通りであります。

今その地方議会の役割は益々高まっている、そこで長と議会が相互に機能を発揮し議員が自分の判断、責任で活動できる事が必要である。

しかしながら近年議会と住民との考えの違いが等により機能の形骸化が指摘されている、住民自治の機関である事への再認識でその機能の充実を図る事が重要である首長と議会の力関係では首長が仕事がやりやすいと言わざるを得ないその関係は憲法が起因し双方直接選挙で選ぶ、これを一般的に二代表制と呼ばれるところであります。

そこで監視機能とは二代表制に強く係わっているのであります。議会は議決して始めて政策が動く権限を有するが決定に対する責任の認識が薄いと言わざるを得ない。この二代表制の中で執行権が優位にあるの制度の中で議会人は自分の存在をどう示せるのかそれが最も大事なことは議会が監視機能を果たしているか、首長の独走を許しているのではないかこれが大切であり真の政治家としての機能を果たしている姿かが問われるのである。

「監視権の活用による議会改革」

監視機能をどう活性化に帰結するかに従来と異なり議会基本条例を制定し住民と歩むや単に質問するとの手法でなく議員間討議をする議会、そしてこれを基に政策協議をする議会、これが二代表制であり機関競争主義と言われているなど新しい流れが生まれている、こうした事が住民福祉の向上に繋がっているかが大事なことであります。

今回も意義あるフォーラムに参加でき今後の議会行動に生かしていきます。

